

○経済産業省令第七十三号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十一号）の施行に伴い、並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十九日

経済産業大臣 赤澤 亮正

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

（事業継続力強化支援計画に係る認定の申請）

第一条 （略）

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 前項の申請書に記載された経営指導員が次
条第一項又は第二項に規定する要件に該当す
ることを証する書面

（事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の
要件）

第二条 （略）

2 | 法第五条第五項に規定する経済産業省令で定

（事業継続力強化支援計画に係る認定の申請）

第一条 （略）

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 前項の申請書に記載された経営指導員が次
条第一項各号に規定する要件に該当すること
を証する書面

（事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の
要件）

第二条 （略）

（新設）

める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあつては、前項に規定する要件のほか、第七条第二項各号のいずれかに該当することについて都道府県知事の確認を受けた者（様式第一において「広域経営指導員」という。）であることとする。

3| 前二項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営指導員の照会）

2| 前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営指導員の照会）

第三条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長は、当該照会に係る前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

第三条 都道府県知事は、前条第一項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の

申請)

第四条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類(ただし、事業継続力強化支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、都道府県知事が必要ないと認めたときには、当該書類の添付を省略することができる。)

二

二 当該変更について当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類

申請)

第四条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類

二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

三（略）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣又は経済産業局長に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二（略）

三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項又は第二項に規定する要件に該当す

三（略）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二（略）

三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当すること

ることを証する書面

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者であることとする。

一 （略）

二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者（次項第一

を証する書面

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者であることとする。

一 （略）

二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

号に掲げる要件に該当する場合を除く。）

三 直近五年以内に国及び地方公共団体の行政事務に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四・五 (略)

2 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定

める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあつては、前項に規定する要件のほか、次の各号のいずれかに該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受け

三 直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四・五 (略)

(新設)

た者（様式第三において「広域経営指導員」という。）であることとする。

一 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十一年法律第四百十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であつて、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に

関する三年以上の実務の経験を有する者

二 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に
関する十年以上の実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経
験を有する者

3 前二項の経済産業大臣又は経済産業局長の確
認は、法第七条第一項の認定と併せて行うもの
とする。

(経営発達支援計画の変更に係る認定の申請)

第八条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が
法第八条第一項の規定により経営発達支援計画
の変更に係る認定を受けようとする場合は、経

2 前項の経済産業大臣の確認は、法第七条第一
項の認定と併せて行うものとする。

(経営発達支援計画の変更に係る認定の申請)

第八条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が
法第八条第一項の規定により経営発達支援計画
の変更に係る認定を受けようとする場合は、経

経済産業大臣又は経済産業局長に、様式第四による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 経営発達支援計画の実施状況を記載した書類（ただし、経営発達支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更について、経済産業大臣又は経済産業局長が必要ないと認めたときには、当該書類の添付を省略することができる。）

二 当該変更について当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるも

経済産業大臣に、様式第四による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 経営発達支援計画の実施状況を記載した書類

二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これ

の議決を経たことを証する書類 三（略） （認定経営発達支援計画の公表） 第九条 経済産業大臣又は経済産業局長は、法第七條第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。	に準ずるものの議事録の写し 三（略） （認定経営発達支援計画の公表） 第九条 経済産業大臣は、法第七條第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。
--	---

様式第一及び様式第三を次のように改める。

様式第 1 （第 1 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

年 月 日

行政庁名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

住 所
名称及び代表者の氏名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名： _____

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間	
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (年 月 日～ 年 月 日)	
(2) 事業継続力強化支援事業の内容	

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制
(年 月現在) (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等) (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ③広域経営指導員の当否 (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ①商工会／商工会議所 ②関係市町村

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	

様式第 3（第 6 条関係）

経営発達支援計画に係る認定申請書

年 月 日

行政庁名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

住 所
名称及び代表者の氏名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、経営発達支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 7 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名： _____

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標
経営発達支援事業の内容及び実施期間
(1) 経営発達支援事業の実施期間 (年 月 日～ 年 月 日)
(2) 経営発達支援事業の内容

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制
(年 月現在) (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等) (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ③広域経営指導員の当否 (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ①商工会／商工会議所 ②関係市町村

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項又は第七条第一項の認定（法第六条第一項又は第八条第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業継続力強化支援計画又は経営発達支援計画であつて、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業に係るもの又は一の経営指導員が複数の事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行っている場合における当該事業に係るものに関する法第六条又は第八条の規定による計画の変更の認定又は認定の取消しの基準については、令和十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。